

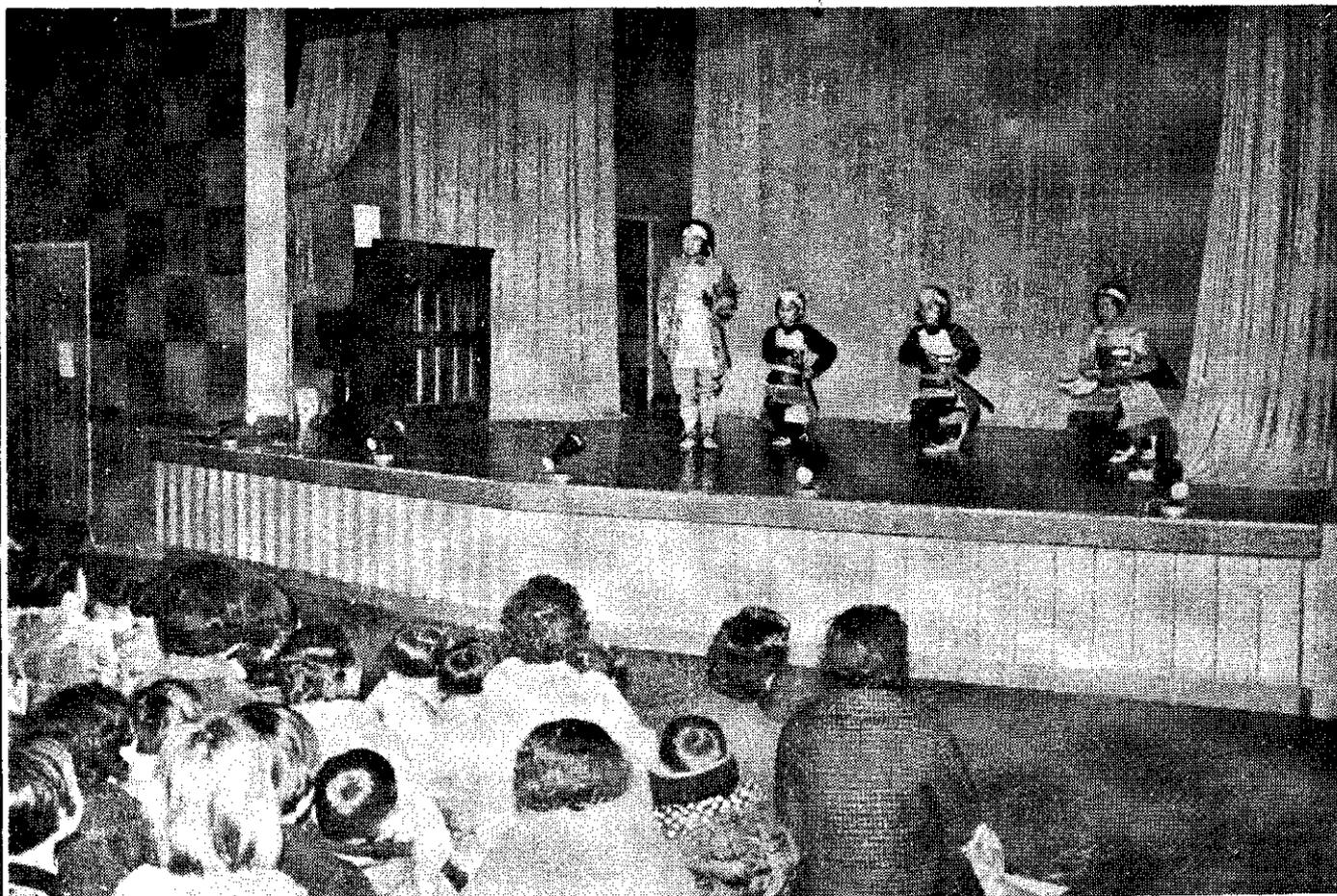
広報かわにし

一人口の動き

3月1日現在

男	6,073人
女	6,469人
計	12,542人
世帯数	2,616世帯

発行所 川西町役場 発行者 川西町 <町長 中村杜吉>
 編集人 星名四郎 印刷所 白南風社 定価 1部5円



3月6日 千手小学校学芸会より

三月の行事

- 一日 町議会
- 二日 町議会
- 三日 産経委員会・国保監査
- 四日 共同納税相談日
- 六日 滑行、大回転スキー大会
- 七日 総文土厚委員会
- 八日 教育委員会
- 十日 上野・橋囃子委員会
- 十一日 仙田地区囃子委員会
- 十二日 千手地区囃子委員会
- 十三日 町民雪上レクリエーション大会
- 十五日 川西中・橋中・仙田中・白倉中学校卒業式
- 十七日 定例議会(十九日まで)
- 十八日 彼岸入り
- 二十日 家庭の日
- 二十五日 春分の日

固定資産課税台帳をこらんにしましたか

三月一日から三月二十日までの間、昭和四十一年度分の固定資産課税台帳を関係者に縦覧いたしました。

縦覧により課税台帳の価格について不服のある場合には、不服申立てをこの期間に限ってできることになっていきます。

ことしは前年の評価価格が据置きとなり、したがってこの一年間に土地、家屋について異動がない場合には昭和四十年分とまったく同じ価格となります。

記

縦覧場所及び時間
川西町役場一階事務室

(税務係)

毎日午前九時から午後五時まで
ただし休日を除きます。

新入学児童を交通安全から守ろう

暖かい春の訪れとともに両親の平を離れ、胸をふくらませながら通学する子どもを恐ろしい交通事故から守りたいというのが親の願いでありましょう。

このため新入学児童に対して交

広報スポット

通のきまりを教えることが大切ですので、みなさんも次のことをよく守ってください。

- 道路は右側を正しく歩かせるようにする。
- 正しい横断のしかた、特に手をあげて横断するマナーを身につける。
- 信号機や道路標識の見方をよく教える。

○通学道路は実地に子どもといっしょに歩いてみて安全な道路を選ぶ。

○できるだけ上級生といっしょに通学させるようにする。(小山巡査部長)

ハエの駆除はいまが最適

三月にはいると、そろそろハエが目につき出します。天井や火の気のある暖かいところにひそんでいたのが、天候が暖かになるにつれて活動しはじめるのです。ハエのさなきは、お便所の近くやごみたけなどの土の、深さ十七センチから二十センチぐらいのところまで越冬しますから、土を掘りおこして殺虫剤を十分まいておいてください。

町議会報告

当初予算審議はじまる

会期十九日の定例会を招集

昭和四十一年度当初予算を審議する三月定例会は、例年より約十日早い三月一日に招集された。会期は三月十九日までの十九日間と決定されたが、このうち本会議は一日二日と休会明けの十七、十八、十九日の計五日間で、三日から十六日まで休会の日である。この間に各常任委員会の議案審査が行なわれる。

この定例会に提出された案件は一日現在で、四十一年度予算四件、予算に関連する条例改正五件、請願十二件、陳情一件、その他二件の計二十四件となっている。

この中で、最も重点がおかれているのは、いうまでもなく新年度当初予算である。特に二億近い規模となった一般会計予算については審議日数の大部分がこれに当てられる予定で、慎重審議が進められている。

第一日目

予算関連案件を議決

第一日目の三月一日は、午前十時二十五分開会、まず県の人事委員会に委託中の公平委員会事務について三月三十一日限りで委託を廃止する議案を上程可決し、つづいて議案第二号として新たに新潟県町村人事務組合を設立してこれに加入する件を上程、これを原案どおり可決した。

次いで予算関連案件として、報酬費用弁償及び実費弁償に関する条例、一般職及び特別職の各旅費支給条例、国保条例及び使用料条例の各々一部改正五件を順次上程して、いずれも原案どおり可決。最後に、この定例会の本命ともいえる昭和四十一年度一般会計予算を上程、まず中村町長の提案理由の説明のち、各所管課長の内

以上でこの日のすべての日程をおわり、翌三日から十六日までの休会を宣して午後六時散会した。

二億に迫る一般会計

一般会計

新年度当初予算は、一般会計と三つの特別会計を合わせた総額が二億九千六百一十一万九千九百九十九円と繰り出し、繰り入れの重複分を差し引いた純計は二億八千四百三十二万一千四百円で、前年度と比較して二千九百八十三万五千円増となっている。各会計のあらましは次のとおり。

まず一般会計は、総額一億九千七百四十一万四千円で、前年度に比べて二千六十一万二千円の増である。当初一般会計の規模について中村町長は、総額一億八千万程度にしたいと表明していた。しかし、各課から出た予算要求額は二億二千七百万円に達し、この中からどうしても計上しなければならぬ経常費、前年度施行済の仕越事業費ともいえるべき一千七百万円あり、その他のつぎきならぬ新規要求や継続事業等だけで、この目標額をオーバーする状況となつてしまった。このため、才出のどうしても圧縮できない部分を才入額を引き上げによって収支のバランスをとらなければならぬ結果となり、遂に総額二億に迫る大型予算となったものである。

には通常当初予算には計上しない特別交付税の五百万円や、本年度特に設けられた臨時地方特別交付金三百万円等もはいつている。

才出予算のうち、前年度仕越分として計上された千七百万の内訳は、小規模土地改良費百五十万円、町道改修費山手線新町地内、木落下原線舗装その他三百四十四万円、県道改修負担金三百二十三万円その他百七十一万円、学校施設関係として橋小学校給食関係二百七十七万円、千手小学校深井戸工事費百二十六万円等を含む六百九十三万円等となっている。

また新規事業のおもなものとしては、上野小学校給食施設費四百五十万円、千手に設置予定の幼稚園及び高原田・中仙田に設置されるへき地保育所費七十万円、母子栄養強化ミルク支給費九十萬五千円等のほか、役場の電話交換台施設五十五万円が計上されている。その他消防の備品として赤谷のポンプ搭載自動車五十二万円と消防、木落のポンプ各一台六十六万円、水槽その他の消防施設費百四十九万円がある。また災害復旧費千三百八十八万円のほか、継続事業としては室島林道工事の最終年度分工事費八百五十万円が計上されている。

ものがあるが、住民の福祉のためには、財政の悪条件を克服して前向きな積極的な行政を行なうことが必要であると強調した。

国保事業勘定会計

四十一年度国保事業勘定は総額五千七百七十一万六千四百円、前年度より二百一十一万六千四百円増となっている。才出においては総額の約八〇パーセントを占める保険給付費が四千七百七十四万と大幅に増加している。これに対して才入においては問題の保険料について国保運営協議会等で慎重に検討の結果、前年度より約三割引き上げて世帯当平均九千七百円と決定した。これによつて三百四十五万の増となつたほか、国庫支出金の改善等により、どうやら収支償う予算を編成することができたもので、前年度当初予算の無理な財源事情に比べて一応健全な予算となっている。

上しており、これにあてるため一般会計から五十万円を繰り入れて

勘定区分 予算額(千円) 増減

農作物共済勘定	四六六(△七九)
蚕繭共済勘定	四六六(△七九)
家畜共済勘定	三五二(一九)
業務勘定	四九五六(五五三)
合計	一四四五七(三六)

委員会の審査日程

- 1. 昭和三十四年度一般会計予算の審査日程及び付託案件は次のとおりである。
- 2. 昭和三十四年度農業共済事業特別会計予算
- 3. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 4. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 5. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 6. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 7. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 8. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 9. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 10. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 11. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 12. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 13. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 14. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 15. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 16. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 17. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 18. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 19. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 20. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 21. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 22. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 23. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 24. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 25. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 26. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 27. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 28. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 29. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 30. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 31. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 32. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 33. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 34. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 35. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 36. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 37. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 38. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 39. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 40. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 41. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 42. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 43. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 44. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 45. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 46. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 47. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 48. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 49. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 50. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 51. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 52. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 53. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 54. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 55. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 56. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 57. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 58. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 59. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 60. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 61. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 62. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 63. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 64. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 65. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 66. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 67. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 68. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 69. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 70. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 71. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 72. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 73. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 74. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 75. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 76. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 77. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 78. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 79. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 80. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 81. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 82. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 83. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 84. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 85. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 86. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 87. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 88. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 89. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 90. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 91. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 92. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 93. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 94. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 95. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 96. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 97. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 98. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 99. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計
- 100. 昭和三十四年度国民健康保険(診療所)勘定会計

昭和三十四年度一般会計予算のうち才入(全部、才出のうち第一款消費費、第二款給養費、第三款消防費、第九款教育費、第十款公債費、第十二款予備費、請願八件

赤倉の女

軒なみにデバタが普及した。カラスの鳴かない日はあっても、トンカリの音がない日はまずない。ハリのある仕事はこも人も変えるのだろうか、ハタ織る婦人たちの表情が明るく、話もはずむ平場の農家に、つい数年前まで見られなかった風情、喜んでいいことにはちがいないが気がかりだ。デバタを始めるとき、あなたはどんな気もちでしたか、ときいてみたら、自分から進んで始めたという人が全体の六十パーセント、あまり乗り気がしなかった人が四十パーセントの率であった。ところが、気が進まなかったと答えた人たちも、仕事がイタにつき、毎月きまった金はいはるようになる

と、始めてよかったぜの、とクチをそろえて答えてくれている。よかったと思うのはどんな点ですか、ときくと、ほとんどの人が毎月ゼニがはいるすけに、と答える。デバタは、何といっても現金収入が最大の魅力のようだ。そこで、ムリを承知しながらもついでに借しなくなり、朝早くから夜おそくまで織るような結果になってしまおうらしい子どもや家庭のこと、婦人学級やPTAに出席することも忘れて、始めてよかったとはいふものの金をとるウラにはそれなりの苦勞があるようだ。家事や育児はおばあちゃんまかせ、自分はただガムシヤラに織機の中ですごしている、いつしか人間疎外にとりつか



れ、わたしはいいたい、何のためハタを織らねばならないのかと真剣に答えることがあるそうだ。赤倉の女、という世にも悲しい話をご存知だろうか、赤倉に生まれた女は、ハタ織りを好きでもきらいでも、中学在学中から母親のデバタを手伝い、卒業すると、いやおうなしに十日町の織物工場へやらされる。部落のしきたりだ。町の寮で生活する娘はそこでおとなになり、花嫁修業をし、ハタを織って結婚する。ハタの織れる娘、が近在農家の嫁入り条件の一つ、彼女たちは、たとえイヤでも、姑に織ってくれと頼まれれば断わるわけにもゆかず、嫁いでまたハタを織り、

そこで人生の大半を過ごすことになる。いつしか眼をわずらい、腰を冷やし、あるいは肥りすぎ、織機をムスコの嫁にゆすったとき、始めて長かったハタ織りから解放される。赤倉の女の、これが人生のルールになっているという。女の一生の大半を過ごす仕事場そこは悪い環境であってはいけな。ハタカ電球を蛍光灯に取り換え、カタイ木の椅子をやめてデラックスな腰かけを新調したらいか、冬は暖かく、夏は涼しく、ふと機械をとめたとき、ステレオからやさしいメロデーが流れてくるような仕事場がほしい。家族会議で就業規則を定め、育児や休養の時間を十分にとり、楽しみながらデバタができるように考えることだ。赤倉の女にならないように。

国民年金保険料免除申請受付中

昭和四十一年度分国民年金保険料の免除希望を次により受付いたします。希望者は忘れず申し出て下さい。

一、対象期間 昭和四十一年四月から昭和四十二年三月分まで

一、対象者 所得が少ないため保険料納入が困難なもの(※)

一、申出 四月十日までに役場社会係まで印かんを持参ください

※ 所得が少ない、とは、大旨次の区分により知事において認定いたします。

ただし、障害者、寡婦、長期療養者、火災、風水害等の実状に応じ特別認定がされます。希望申し出 問い合わせは係までお願いいたします。(社会係)

譲渡所得について

ここ数年来土地や建物のような不動産の売買が目立って多くなっています。 棚卸資産以外の資産の譲渡によって得る所得を譲渡所得といっておりますが、譲渡とは売買だけでなく、むすかしく申しますと、「所有権、その他の財産権を移転させる一切の行為」をいいますので交換、競売、公売、

譲渡所得×1/2 課税される所得金額③

特別控除額はその譲渡益の金額に応じ次のように計算します。

①譲渡益が三十万円以下の場合 その譲渡益の全額。

②譲渡益が三十万円を超え四十

郵便局から

「転居届」を

三月から四月にかけて、学生の進学や就職また官庁や会社の転勤などで、転居する人が多くなりますが、転居する方は、旧住所の受け持ち郵便局へ「転居届」を必ず出して下さい。

「転居届」の用紙は、郵便局の窓口と役場の転出入窓口にあります。転居届を出す時、郵便局では向う一年間郵便物を転居先へ転送します。もし、転居届が出ていないと、郵便物は差出人へ返送することになってしまいます。

なお、転居届を出しても、一年たつと旧住所へ来た郵便物は、転送しないことになってしまいますから郵便局へ転居届を出したあと平素手紙をやりとりしている人には、早目に自分の新住所を知らせておくようにして下さい。

現金はせひ「現金書留」で

現金を郵便で送るときは、金額の多少にかかわらず「現金書留」にしてください。

普通郵便の中に、現金を入れることは規則に違反しますし、万一事故が起きた場合でも損害が補償されません。

現金は、せひ現金書留でお願いします。

戸籍の窓から

- うぶ声—御すこやかに
- | | | |
|-------|------|------|
| 波谷 理子 | 久 二女 | 中央町 |
| 南雲 利昭 | 利夫長男 | 中屋敷 |
| 吉栗真由美 | 正雄長女 | 神社町 |
| 丸山由紀子 | 敏夫長女 | 高原田 |
| 喜多 晃 | 保 長男 | 山野田 |
| 星名 快枝 | 進一長女 | 霜 條 |
| 上村 信之 | 寛治長男 | 元 町 |
| 上村美由紀 | 貞二長女 | 下平新田 |
| 丸山のみ子 | 留治二女 | 新町新田 |
| 内山 和明 | 武勇長男 | 新町新田 |
| 井川 泰弘 | 昇 三男 | 新町新田 |
| 山田 茂和 | 春茂長男 | 仁 田 |
| 小幡 千春 | 正治長女 | 仁 田 |
| 田口 久夫 | 実 長男 | 木 落 |
| 小林 弘美 | 弘 長女 | 藤 沢 |
| 南雲也寸志 | 敏信長男 | 中仙田 |
- 登坂 春彦 武雄二男 赤谷
- 昇天—御めい福を祈る
- | | | |
|-------|------|----|
| 高橋 佐平 | 高 倉 | 八二 |
| 波野銀次郎 | 野 口 | 八二 |
| 中條 サト | 岩 瀬 | 七八 |
| 藤巻 トキ | 塩 辛 | 七三 |
| 渡貫 正治 | 新町新田 | 七二 |
| 丸山 豊次 | 霜 條 | 七一 |
| 中村正太郎 | 坪 山 | 六六 |
| 小川 政一 | 田 戸 | 五八 |
| 清水 作平 | 寺ヶ崎 | 五三 |
| 田口 潤治 | 木 落 | 五〇 |
| 佐藤 松男 | 伊 友 | 六 |
- たかさご—御円満に
- | | |
|---------|-------|
| 新 高橋 勇吉 | 中屋敷 |
| 新 片桐 弘子 | 十日町から |
| 新 南雲 林三 | 四郎兼 |
| 新 中條 ツネ | 大 倉から |
| 新 小幡 紀年 | 木 落 |
| 新 田中ケイ子 | 仁 田から |

贈与税の申告と納税

昭和四十年中に親族その他の個人から家や土地などの不動産や、株式、現金といった動産その他の財産で四十万円を超える財産をもらった人や、同じ人から四十年、三十九年、三十八年の三年間に一年について二十万円を超える財産を二年以上もらった人は二月一日から、三月十五日までに贈与税の申告と納税をしなければなりません。贈与税額は三万円を超える場合で一時に納付することができないときは申請により五年以内の年賦延納をすることが出来ます。また、農地を推

交通関係改正のお知らせ

(一)自動車運転免許証の更新及び再交付の手数料はいままで免許証交付のとき納入したのですが、三月一日から改正されて、申請のときに四百円を警察署の窓口に入することになりました。
(二)十日町警察署で実施していたバイクの免許試験は廃止されて長岡

うたでつづる

川西町

川西地区石工組合(会長羽鳥貞太郎(伊友)会員二十四名)は去る二月二十二日千手において四十一年の総会を開いた。

川西めぐり

寺ヶ崎 藤巻立吉作

川西細かにもうそうならば
あの小根岸に宝舟
三領(三両)残した年の暮
木落取り(今日年取り)たお目

試験場で施行されています。なお免許申請用往復ハガキは警察署の受付と駐在所にあります。

流雪溝の活用についておねがい

この冬は思わぬ大雪で、皆さん大変お困りになったことでしょう。ここ二三日の暖気で本通りの舗装もようやく道巾が増し、自動車交通もまあまあというほどになりましたが、お互いに交通道徳を守って事故のないようにしてください。次にお願いが一つあります。それは側溝を利用し、雪を流し一日も早く道を出したいという気持は十分わかりますが、百メートル二百メートルともしもへ行くにしたがって雪のかさが増し、ついに道路上にあふれ出し、大さきをしした町内があります。

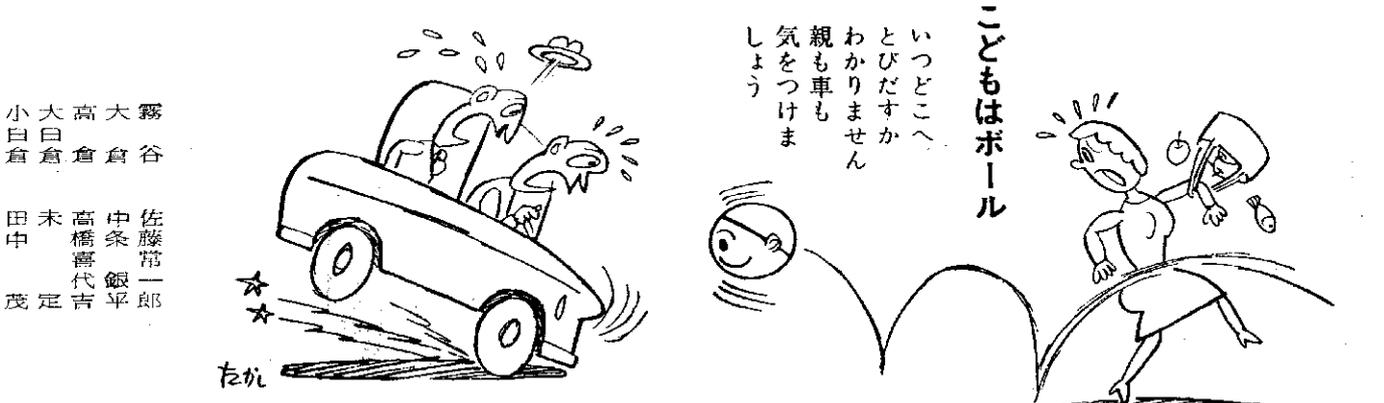
昭和四十一年 町政事務嘱託員

- △千手地区
 - 中島町 鈴木 春蔵
 - 山野田 高橋陸三郎
 - 発電所通り 宮 佐一郎
 - 永公西組 藤田宏太郎
 - 永公東組 鈴木 操
 - 下 平 田中 福次
 - 四郎兼 高橋 宏
 - 東善寺 目黒太一郎
 - 上 町 丸山 和夫
 - 田中町 太田 由松
- △新田地区
 - 坪山さして舞いおる
 - 鶴は千年亀万年
 - 千手万寺とこしらいて
 - 木島でみがいたこの腕で
 - 沖立(起きたて)寝たで稼がれて
 - 年取りやお寺を(寺尾)尊敬する
 - 根 深 丸山 忠司
 - 原 田 丸山 英一
 - 野 口 滋野 永勝
 - 仁 田 秦野 利一
 - 塩 辛 藤巻 清助
 - 木 落 田 口 悌治
 - △橋 地区
 - 田代 中島 文作
 - 星名新田 田村 文作

出たや
除夜の鐘鳴る寺ヶ崎
おせち料理の塩辛や
仁田(煮た)黒豆の味のよき
野口に入れて舌鼓
ああうまかった原田いこ(腹太鼓)
坊や下原(腹)大きいぞ
根深いねきもつややかや
ことしは稼いで倉建てよう
大白倉や小臼倉
大倉たてたと岩瀬(いわせ)ましよう
赤の谷ん(赤の他人)もはめる
だろ
仙(千)田万だと金貯めて
ふところ温むか室島よ
小脇に汗を流しつつ
桐山ほどに積みかさね

これから先、雪消えまでお互い下流のかたのことを考え、無理のない流雪をして、住みよい町づくりにご協力くださるようお願いいたします。(土木課)

神社町	吉楽 松雄	△上野地区	根津 浩
学校町	小林 清吉	高野田	市川 彦平
中央町	羽鳥 友市	高橋一	高橋 一
中屋敷	小林 徳司	高橋一	高橋 一
寺尾	小林芳三郎	高橋一	高橋 一
木島	丸山 勇	高橋一	高橋 一
沖立	星名 重吉	高橋一	高橋 一
伊友	高橋 礼三	高橋一	高橋 一
坪山	中村 茂一	高橋一	高橋 一
霜条	星名 一正	高橋一	高橋 一
鶴吉	田村 一策	高橋一	高橋 一
平見	市川 彦平	高橋一	高橋 一
鶴吉	市川 彦平	高橋一	高橋 一
△千手地区	鈴木 春蔵	高橋一	高橋 一
中島町	高橋陸三郎	高橋一	高橋 一
山野田	宮 佐一郎	高橋一	高橋 一
発電所通り	藤田宏太郎	高橋一	高橋 一
永公西組	鈴木 操	高橋一	高橋 一
永公東組	田中 福次	高橋一	高橋 一
下 平	高橋 宏	高橋一	高橋 一
四郎兼	目黒太一郎	高橋一	高橋 一
東善寺	丸山 和夫	高橋一	高橋 一
上 町	太田 由松	高橋一	高橋 一
田中町	太田 由松	高橋一	高橋 一



霧谷 佐藤常一郎
大倉 中条 銀平
高倉 高橋喜代吉
小白倉 末 定
田中 茂

荷物場あらい

農業だけで暮していけない百姓たちにとっては、それがどんなに小さい収入であっても、必死になつてとりついでいかなければならない。

たとえば、荷物送りの駄賃かせぎなどは、街道筋のものにとつてはたいへん貴重なものであった。關東から越後にはいつて来た諸荷物を柏崎へ届ける経路のひとつに上州一三國越え十日町一山野田(千手)一上野一仁田・野口(橋一赤谷(仙田)一三桶(刈羽郡小國町)一柏崎の線があった。一種の公用道路で、以前に本欄でとりあげた「上野の大工殺し」のときなどは、三桶の渡しを越えて何度も柏崎陣屋へ往復している。

夫食不足の村柄にて、柏崎より十日町上田郷へ通行の道にて、登りは野口仁田両村、下りは山野田村より大沢村(刈羽郡)への継場これあり、御公儀役人様は勿論、諸家様方御通行の御用御継立これあるまで、諸荷物継りあり候」といふ状況であった。

このままでは、山野田・三桶村は、駄賃が入らぬのに年貢だけは納めなくてはならないという不合理な結果になり、従来のしきたりも設備も無駄になってしまふ。あらためて強い陳情を出すといつしよに、四分峠へ小屋掛けして番入を置き、大沢・赤谷分の荷物を差押えするという強行手段に出、たいへんな騒ぎになってしまった。

関係村々は、幕府直領(里見源左衛門代官)・松平越中守領のいりまじったところで、役所側の取りあつかいも難行したり、現場では全く双方の言い分が逆であったり、三年にもわたる争いにまで発展した。

資料でみる町の歴史

この道筋に沿って荷物場が設けられ、荷送りの駄賃は継場に指定された村々の貴重な財源となつていた。もちろん、その収入には当然余計な年貢が課せられている。

平野圭三氏(千手)高橋源治郎氏(赤谷)所蔵の古文書中に、上述の街道における荷継争いが詳しく述べられている。一「どこどこがケンカした」などと、今ごろになって古いことを取りあげようとするのでなく、荷を送るといふことにこれほどまで執着しなければならぬむかしむかしを振り返りかえつてみたいからである。

荷継場とよまっていた山野田・三桶村は、

「私共両村は、高武百石家数百軒余、人別多く山中にて開作

通行するわけにはいかないので、農道を修理したり、橋をかけたたりして、荷送り賃の横取りをねらつたことになる。

ピンクリした山野田・三桶両村は、さっそく関係村へ抗議すると同時に、幕府あて陳情を行なつた役人の出張があつて、幸いにも双方の調停は「大沢・赤谷村では荷継は行なわない」と再確認されて四満にもとへもどつた。

しかし、その後のようすを見てみると何の変わりもなく、其後大沢村のもの共、規定相破り、赤谷小臼倉両村へ荷継せり、刺え下り荷物の方は右両村より大沢村へ継荷せり候」と、相手の方はいっこうに約束を守らうとはしない。それどころか、こんどは堂々と荷継場を表立つてつくるような氣配さえ見えて来た。

解決までの間には、賑やかな論戦はもとより、暴力による荷物の奪ひあい、道の損壊やおどかしなどが繰り返えされたが、ようやく安政二年(一八五五)十二月に証文を取り交わして終結した。

一それそれ事柄が相分り候二付以後相手方(大沢・赤谷)ニテ荷物継立て致すまじく、以来異論之れ無きたため議定左之通り、柏崎辺より妻有郷ならびに外村々へ継立て候御荷物は勿論、商人荷物ニ至る迄、上り荷物之分大沢村より赤谷分へ一切附け送らず、古来の通り山野田村迄継立て、それより三桶へ順次継送り、且つ下り荷物之分は当方にて(山野田・三桶)慈愛を以て月々下十五日之分は千手村より赤谷分迄附送り、上十五日は同村に一切附送らざる筈——」

赤十字社員

増強運動

日本赤十字社では、赤十字百周年を記念して赤十字精神をひろく浸透させ、ますます強力な活動を行なうため、全世帯加入を目標に運動しております。

当川西分区において、町民のみならずのご理解によって、昨年すでに全世帯加入が実現されております。

ご承知のように、日本赤十字社の事業は、みなさんの納入していただく社員社費によってささえられており、現在、当分区では年額百円の社費を納入していただいておりますがやがては三百円に切り替えをお願いすることも見込まれております。

また、四月になりますます、いままでどおりの社費納入をお願いするとぞんじます。何分ともにご協力ください。

六百年会(川崎信夫会長)では、このほど町の恵まれない方がたと、五千円を。

また、匿名の一町民から、町内診療所で病氣治療中、医師をはじめ職員の方がたの献身的な看護を感謝されて五百円を、いずれも町社会福祉協議会に寄託されました。

昭和四十一年度 日赤県支部重点事業

1. 血液事業
 - 日赤血液センター及び、献血車を中心に「黄色い血」の追放を目標に強力に献血預血運動を推進します。
2. 災害救護
 - 新潟地震、上越水害等の教訓を生かし一層災害救護対策の万全を期します。
3. 奉仕活動の強化
 - 民間篤志家を組織し奉仕活動を強化します。
4. 青少年赤十字運動の育成強化
5. 赤十字三大講習 無料診療などを道し赤十字精神の普及につとめる。
6. 在外同胞応急援護・社会福祉事業、国際活動、その他



かわにし俳壇

太田白南風選

小林たみい
雪めがねかけて颯颯りなる
除雪車のわだち大きく行き交う
鮮提げて急ぐ家路の雪解露
こまごまと針箱整理針供養

白井トヨ
炬ほこりを髪にとどめて雪暮し
積み上げた雪壁にやや日射伸糸
冬越しの鉢庭に出し春の雨
深雪 中 白南風
玄閣へ雪道よりの雪の階
雪壁のネオンの色に佇立ちて
月あけて雪野の起伏あきらかに

善意

町内の有志のかたがたが結成している二千